

令和 年 月 日

境町長 宛て

移住支援金交付申請書兼請求書

境町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり移住支援金の交付を申請（請求）します。なお、境町が、指定口座に移住支援金を振り込んだときは受領したものと認めます。

1 申請（請求）者

フリガナ			生年月日	
氏名	Ⓜ		年 月 日	
住所	〒 境町		電話 番号	
メールアドレス				

2 移住支援金の内容及び請求金額（該当する方に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	移住支援金の種類	テレワーク	就業	起業
【世帯の場合】 同時に移住した 家族の人数 ※申請者は含めない	人 (うち18歳未満 人)		請求金額	円		

3 振込先 ※申請者本人のものに限ります。

金融機関					支店名	
口座番号					口座種別	普通・当座
口座名義	フリガナ					
	氏名					

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

(裏)

5 各種確認事項（該当する方に○を付けてください。）

※下記イ欄に1つでも○が付く場合は、移住支援金支給対象となりません。

確認事項	ア	イ
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
別紙1「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する	同意しない
申請日から5年以上継続して、境町に居住する意思について	意思がある	意思がない
【就業又は起業の場合のみ記載】 申請日から5年以上継続して就業し、又は起業する意思について	意思がある	意思がない
【就業の場合のみ記載】 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当するか	該当しない	該当する
【テレワークの場合のみ記載】 境町への移住の意思について	自己の意思である	所属からの命令である
移住支援金の返還要件に該当する場合は、ただちに境町へ報告し、返還手続きをする	誓約する	誓約しない

6 東京23区への在勤履歴【東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載】

※転入日より前の10年間における履歴を記載すること。

期間	就業先等 名称	所在地
年 月 日 ～ 年 月 日		
年 月 日 ～ 年 月 日		
年 月 日 ～ 年 月 日		

7 移住後の生活状況【テレワークによる移住者のみ記載】

勤務先について	勤務先名： 勤務先所在地： 部署名：
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他() ※通勤及び出張の日数が勤務日数の5分の1を超えていないこと。
テレワーク実施日数	転入日(令和 年 月 日)から申請日までの勤務日数： 日 [勤務日数内訳] テレワークの日数： 日 通勤及び出張の日数： 日
住宅取得	[取得方法] 新築 / 購入 [所有者] 申請者 / 同一世帯員 [登記状況] 登記済 / 未登記(理由)

「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び境町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、境町わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、当該各号に掲げる割合の移住支援金を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請にあたって、虚偽の申請をしたとき：全額
 - (2) 交付申請の日後3年未満で町外に転出したとき：全額
 - (3) (就業の場合のみ) 交付申請の日後1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
 - (4) (起業の場合のみ) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき：全額
 - (5) 交付申請の日後3年以上5年以内に町外に転出したとき：半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される境町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」

茨城県及び境町は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び境町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び境町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県または他の市区町村に提供し、または確認する場合があります。